

平成 2 5 年度

国土交通省税制改正要望事項

平成 2 4 年 9 月

国 土 交 通 省

平成25年度 国土交通省税制改正要望事項 目 次

○平成25年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
--------------------------	---

○平成25年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
-----------------------------	---

○平成25年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

I 暮らしの安全・安心の確保関連税制

1 住まいの質の向上と暮らしの安全・安心

（1）消費税法改正法、三党合意等を踏まえた住宅の取得に係る税制措置及び財政措置を含めた総合的な対策	5
（2）住宅ローン減税の拡充	6
（3）住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	7
（4）住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等	8
（5）中古住宅取得に係る税制の適用要件の合理化	9
（6）サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	10

2 災害に強い国土・地域づくり

（1）都市再生安全確保施設（備蓄倉庫）を有する建築物に対する固定資産税等の特例措置の創設	11
（2）首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道の耐震対策に係る固定資産税の特例措置の創設	12
（3）災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長	13
（4）雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	14

3 公共交通の安全・安心

（1）鉄道の安全性向上設備、低床型路面電車（LRT）に係る固定資産税の特例措置の延長	15
（2）先進安全自動車（ASV）に係る自動車重量税、自動車取得税の特例措置のバスへの拡充	17

II 成長戦略の推進関連税制

1 国際競争力の強化・経済安全保障

- (1) トン数標準税制の拡充の具体化……………18
- (2) 特定都市再生緊急整備地域等における特例措置の延長……………19
- (3) 都市鉄道利便増進事業に係る固定資産税等の特例措置の延長……………20
- (4) 国際コンテナ戦略港湾等・国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長・創設……………21
- (5) 国際空港における到着時の免税品の購入・受取制度の創設……………23

2 不動産の流通及び建設投資の促進

- (1) 工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長、消費税率引上げを踏まえた負担軽減措置……………24
- (2) 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長……………25
- (3) Jリート・SPCが取得する不動産に係る特例措置の延長……………26
- (4) 特例事業者（仮称）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設……………27

III 持続可能で活力ある国土・地域づくり関連税制

1 自動車の車体課税の見直し

- 車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等……………28

2 低炭素社会・循環型システムの構築

- (1) 認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設……………29
- (2) 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置の延長……………30
- (3) 環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度の延長……………31

3 離島地域等の振興

- 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長……………32

IV その他要望事項……………33

V 見直し事項……………34

平成25年度国土交通省税制改正要望（主要項目）

I. 暮らしの安全・安心の確保関連税制

1. 住まいの質の向上と暮らしの安全・安心

- ①消費税法改正法、三党合意等を踏まえた住宅の取得に係る税制措置及び財政措置を含めた総合的な対策
- ②住宅ローン減税の拡充（平成25年、1年間の控除限度額引上げ：2000万円→3000万円等）
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（平成25年度、1年間）
- ④住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等（所得税、固定資産税）
- ⑤中古住宅取得に係る税制（住宅ローン減税、登録免許税、不動産取得税）の適用要件の合理化
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（法人税、不動産取得税等）

2. 災害に強い国土・地域づくり

- ①都市再生安全確保施設（備蓄倉庫）を有する建築物に対する固定資産税等の特例措置の創設
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道の耐震対策に係る固定資産税の特例措置の創設
- ③災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長（法人税、固定資産税等）
- ④雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長

3. 公共交通の安全・安心

- ①鉄道の安全性向上設備、低床型路面電車（LRT）に係る固定資産税の特例措置の延長
- ②先進安全自動車（ASV）に係る自動車重量税、自動車取得税の特例措置のバスへの拡充

II. 成長戦略の推進関連税制

1. 国際競争力の強化・経済安全保障

- ①トン数標準税制の拡充の具体化（法人税、法人住民税等）
- ②特定都市再生緊急整備地域等における特例措置（法人税、不動産取得税等）の延長
- ③都市鉄道利便増進事業に係る固定資産税等の特例措置の延長
- ④国際コンテナ戦略港湾等・国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長・創設
- ⑤国際空港における到着時の免税品の購入・受取制度の創設（関税等）

2. 不動産の流通及び建設投資の促進

- ①工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長（平成25年度、1年間）、消費税率引上げを踏まえた負担軽減措置
- ②土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
- ③Jリート・SPCが取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税、不動産取得税）
- ④特例事業者（仮称）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税）

III. 持続可能で活力ある国土・地域づくり関連税制

1. 自動車の車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直し。自動車税等については、環境損傷負担金的性格に特化することなく、環境、安全等の見地からメリハリをつける等、抜本的な見直し

2. 低炭素社会・循環型システムの構築

- ①認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設（所得税、法人税等）
- ②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置の延長
- ③環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度の延長

3. 離島地域等の振興

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長

【参考】消費税対応関係

1. 住宅取得に係る総合的な対策、自動車の車体課税の見直し、印紙税に係る負担軽減（再掲）
2. 公共交通等について、消費税の転嫁対策及び関連する負担軽減方策の検討

※離島における揮発油税のあり方については、改正離島振興法を巡る経緯を踏まえ引き続き検討

平成25年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 暮らしの安全・安心の確保関連税制

1. 住まいの質の向上と暮らしの安全・安心

- ①消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策
- ②住宅ローン減税の拡充 (H25年の借入限度額引上げ:2,000万円→3,000万円等)
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則 2%→0.3% 等)の1年間延長
- ④住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等
 - ・耐震改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の特例措置の拡充(現行:翌年1/2を減額→3年間1/2を減額)
 - ・バリアフリー及び省エネ改修に係る所得税の特例措置(改修費の10%を税額控除)の2年間延長及び拡充(蓄電池等の省エネ対象設備の追加)
 - ・バリアフリー及び省エネ改修に係る固定資産税の特例措置(翌年1/3を減額)の3年間延長
- ⑤中古住宅取得に係る住宅ローン減税、登録免許税及び不動産取得税の特例措置の適用要件の合理化(既存住宅売買瑕疵保険加入を適用要件に追加)
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
 - ・所得税・法人税:割増償却(5年間40% 等)
 - ・固定資産税:新築後5年間2/3を減額
 - ・不動産取得税:課税標準から1,200万円控除等(床面積30㎡以上)

2. 災害に強い国土・地域づくり

- ①都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する固定資産税等の特例措置(備蓄倉庫について課税標準5年間1/2控除)の創設
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の軽減措置(5年間2/3に軽減)の創設
- ③環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る法人税等の割増償却制度(5年間10%)及び固定資産税等の軽減措置(5年間1/2等に軽減)について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、複数事業者の共同事業による場合には対象施設の要件を緩和した上で、2年間延長
- ④雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度(5年間10%)の2年間延長

3. 公共交通の安全・安心

- ①鉄道の安全性向上設備・低床型路面電車に係る税制の延長
 - ・鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の軽減措置(5年間1/3に軽減)の2年間延長
 - ・低床型路面電車(LRT)に係る固定資産税の軽減措置(5年間1/3に軽減)の2年間延長
- ②先進安全自動車(ASV)装置を搭載した自動車に係る自動車重量税の軽減措置(初回50%軽減)及び自動車取得税の軽減措置(初回取得価額から350万円控除)のバスへの拡充

Ⅱ. 成長戦略の推進関連税制

1. 国際競争力の強化・経済安全保障

- ①平成24年度税制改正大綱に基づき、トン数標準税制について、現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶(準日本船舶)への拡充を具体化(法人税、法人住民税等)
- ②特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長
 - ・所得税・法人税:割増償却(特定・都市とも5年間50%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則0.4%→特定0.2%、都市0.3%)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(特定1/2、都市3/5に軽減、いずれも5年間)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(特定1/2、都市4/5に軽減)
- ③都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る固定資産税等の軽減措置(5年間2/3等)の2年間延長
- ④国際コンテナ戦略港湾等・国際バルク戦略港湾に係る税制の延長・創設
 - ・国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置(10年間1/2等に軽減)の2年間延長
 - ・国際バルク戦略港湾の荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置(10年間1/2に軽減)の創設
- ⑤国際空港における到着時の免税品購入・受取制度の創設(関税・たばこ税・酒税等)

2. 不動産の流通及び建設投資の促進

- ①工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、現行の特例措置(軽減割合10~25%)を1年間延長した上で、平成26年度以降における消費税率の引上げを踏まえた負担軽減を措置
- ②土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(本則2%→1.5%等)の2年間延長

③Jリート(投資法人・投資信託)及びSPC(特定目的会社)が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長

- ・登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)
- ・不動産取得税:課税標準3/5控除

④特例事業者(仮称)が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設

- ・登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)、保存登記(本則0.4%→0.2%)
- ・不動産取得税:課税標準3/5控除

Ⅲ. 持続可能で活力ある国土・地域づくり関連税制

1. 自動車の車体課税の見直し

- ・自動車取得税及び自動車重量税については、平成24年度税制改正大綱、消費税法改正法、三党合意等に沿って、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直し
- ・自動車税等については、環境損傷負担金的性格に特化することなく、環境、安全等の見地からメリハリをつける等、抜本的な見直し

2. 低炭素社会・循環型システムの構築

- ①認定集約都市開発事業に係る買換特例等(居住用資産:100%繰延べ等)(所得税、法人税等)の創設
- ②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の軽減措置(5年間2/3等に軽減)の2年間延長
- ③環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る法人税等の特別償却制度(18/100等)について、外航船舶については、二酸化炭素排出量に関して改正海洋汚染防止法で定める排出基準を一定程度上回る排出削減を達成するための要件を追加した上で、2年間延長

3. 離島地域等の振興

- ・半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度(機械等10%、建物等6%)の2年間延長(奄美は1年間延長)

平成25年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

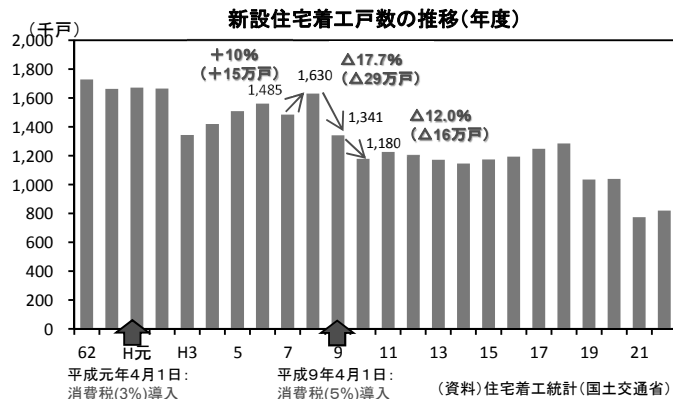
消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策

消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。

施策の背景

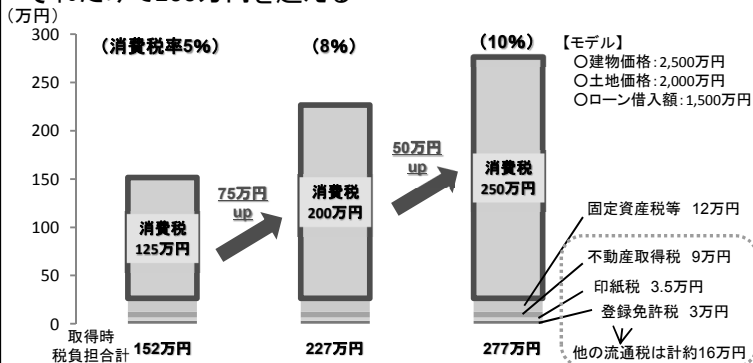
消費税率引上げに伴う経済への影響

前回消費税率引上げ時は、駆け込み需要とその反動減で、住宅着工が大幅に落ち込み



住宅取得に係る課税状況

住宅の消費税は特に額が大きく、税率引上げ後の負担額は、それだけで200万円を超える



要望の概要

○住宅取得に係る措置

消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。

消費税法改正法等における位置づけ

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第7条第1号チ※

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

※法案提出時は「ト」

○ 税関係協議結果(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)(抄)

住宅の取得については、第7条第1号トの規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。

一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和することが必要

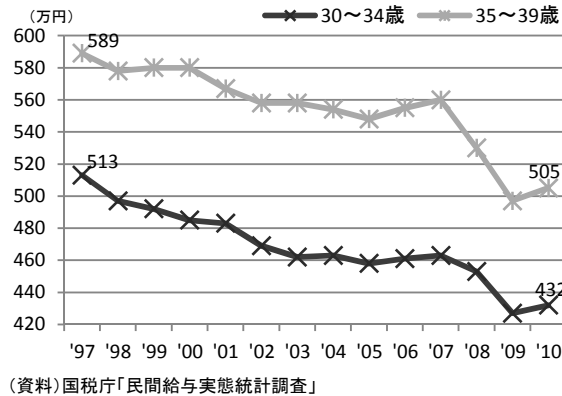
住宅ローン減税の拡充(所得税・個人住民税)

住宅取得者が有する借入金額帯の最大シェアを占める2,000万円～3,000万円の借入金を、引き続き、住宅ローン減税の対象とするため、平成25年の住宅ローン減税に係る控除対象借入限度額を引き上げる。

施策の背景

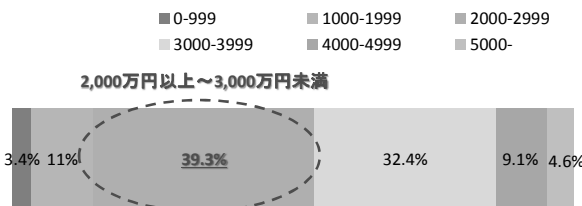
住宅取得者の所得環境

住宅取得の中心階層である30歳代の所得は、近年大幅に低下



借入金額の分布

住宅取得者の借入金額の分布では、2,000万円以上3,000万円未満が約4割と最大シェア



具体的施策

要望の概要

○控除対象借入限度額の引上げ

平成25年の住宅ローン減税について、控除対象借入限度額を次のとおり引き上げる

居住年	控除期間	控除対象借入限度額	控除率
平成25年	10年間	一般住宅: 3,000万円 (現行: 2,000万円)	1.0%
		認定住宅: 4,000万円 (現行: 3,000万円)	

- ※ 控除可能額が所得税額を上回る場合は、翌年の個人住民税額から控除(最高9.75万円)
- ※ 「認定住宅」とは、長期優良住宅又は低炭素住宅をいう

【参考】

現行の住宅ローン減税の概要

居住年	一般住宅				認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)			
	借入限度額	控除率	年間最大控除額	通算の最大控除額	借入限度額	控除率	年間最大控除額	通算の最大控除額
平成21年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
平成22年	5,000万円		50万円	500万円	5,000万円		60万円	600万円
平成23年	4,000万円		40万円	400万円	5,000万円		60万円	600万円
平成24年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円	4,000万円	1.0%	40万円	400万円
平成25年	2,000万円		20万円	200万円	3,000万円		30万円	300万円

※ 低炭素住宅は、平成24年・25年入居分のみ

政策目標: 無理のない負担での良質な住宅の確保

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図る本特例措置の適用期限を1年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担

- 本特例は、住宅取得に係る負担を軽減し、良質な住宅ストックの形成、流通の促進に貢献
- 所得水準が低迷する中、住宅取得に係る負担軽減が引き続き必要

＜保存登記に係る税負担＞ ※2,500万円の新築住宅を購入した場合

本則(0.4%) : 4万円 → 特例(0.15%) : 1.5万円

＜移転登記に係る税負担＞ ※1,000万円の中古住宅を購入した場合

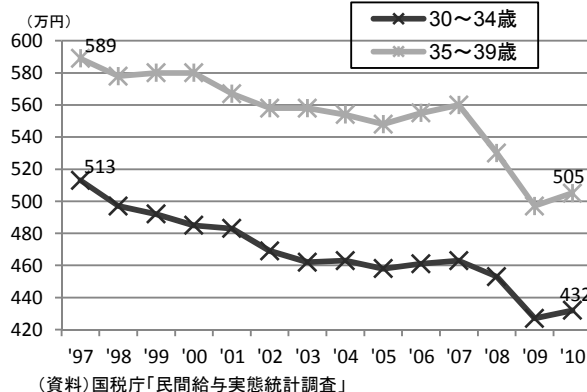
本則(2.0%) : 12万円 → 特例(0.3%) : 1.8万円

＜抵当権設定登記に係る税負担＞ ※1,500万円の借入をした場合

本則(0.4%) : 6万円 → 特例(0.1%) : 1.5万円

住宅取得者の所得環境

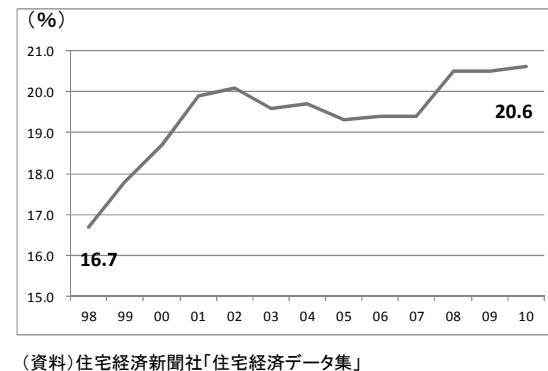
- 住宅取得の中心階層である30代の所得は大幅に下落
- 【30歳代男性の平均年収推移】



住宅ローン返済に係る負担

- 住宅ローン返済者の負担は増加

【住宅ローンを返済している勤労者世帯における収入に対する返済支出額の割合の推移】



要望の概要

- 本特例措置の適用期限(平成25年3月31日)を1年間延長する
(平成26年度以降は、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、所要の措置を講ずる)
- 中古住宅取得に係る適用要件を見直す(現行要件(①・②)に新たに③を追加)
 - ① 築年数要件(木造:20年、耐火25年以内)
 - ② 耐震基準適合の証明
 - ③ 既存住宅売買瑕疵保険への加入

○本特例措置の概要

住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税の税率を次のとおり軽減

- ・ 所有権の保存登記 本則0.4% → 軽減税率0.15%
- ・ 所有権の移転登記 本則2.0% → 軽減税率0.3%
- ・ 抵当権の設定登記 本則0.4% → 軽減税率0.1%

政策目標: 無理のない負担による居住ニーズに応じた住宅の確保

良質な住宅ストックの形成

良質な既存住宅の流通促進

住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等(所得税・固定資産税)

住宅の耐震化を強力に推進し、災害に強い国土・地域づくりの実現を図るとともに、省エネ・バリアフリー化を進め、住宅ストックの性能の向上を図るため、住宅のリフォーム工事(耐震・省エネ・バリアフリー)をした場合の特例措置を延長・拡充する。

施策の背景

- 東日本大震災の経験を踏まえ、大規模な地震時における住宅の安全性を確保することは喫緊の課題
【日本再生戦略における目標】 2020年までに耐震住宅ストック比率95%
- リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、約6割以上を地域の中小工務店等が担うリフォーム市場を活性化することが必要
【日本再生戦略における目標】 2020年までにリフォーム市場規模倍増

要望の概要

現行制度の概要

1. 所得税(投資型)

工事費等の10%を所得税額から控除

	最大控除額	適用期限
耐震	20万円	H25
省エネ	20万円(※)	H24
バリアフリー	15万円	H24

(※)太陽光発電を設置する場合は30万円

2. 所得税(ローン型)

ローン残高の一定割合を所得税額から控除

	最大控除額	適用期限
省エネ・バリアフリー	60万円 (5年間)	H25

3. 固定資産税

工事翌年の固定資産税の一定割合を減額

	特例割合	適用期限
耐震	1/2減額	H27
省エネ	1/3減額	H24
バリアフリー	1/3減額	H24

要望の概要

所得税(投資型)

- 省エネ・バリアフリー
適用期限をH26.12.31まで2年延長
- 省エネ
・最大控除額が30万円となる工事として、蓄電池・太陽熱利用システム・高効率給湯器・高効率空調の設置を追加
・低炭素建築物の認定を受けた改修を対象に追加(所得税(ローン型)も同様)

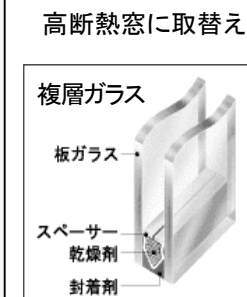
固定資産税

- 耐震
3年間1/2軽減に拡充
- 省エネ・バリアフリー
適用期限をH28.3.31まで3年延長

耐震改修工事のイメージ



省エネ工事のイメージ



リフォーム税制全般

- 申請手続の運用改善(耐震・省エネ・バリアフリー)
 - ①所得税(投資型)の控除額算出方法(単価)の簡素化
 - ②証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加
 - ③証明手続の合理化

政策目標: 災害に強い国土・地域づくりの実現 住宅ストックの性能の向上 リフォーム市場の拡大を通じた経済の活性化

中古住宅取得に係る税制特例の適用要件の合理化(所得税・個人住民税・登録免許税・不動産取得税)

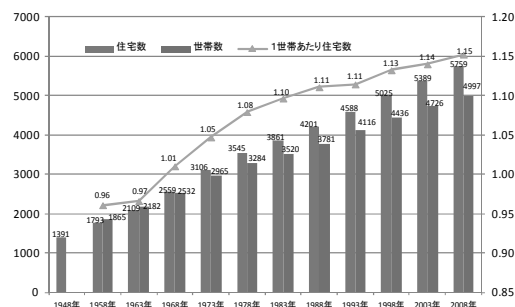
消費者のニーズに応じた住宅を選択できる環境を整備する観点から、中古住宅取得に係る税制特例の適用要件として、新たに「既存住宅売買瑕疵保険」への加入を位置づけ、中古住宅の流通促進、住宅ストックの循環利用を図る。

施策の背景

○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)
2020年までの目標：中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増(20兆円)

住宅ストックの量的充足

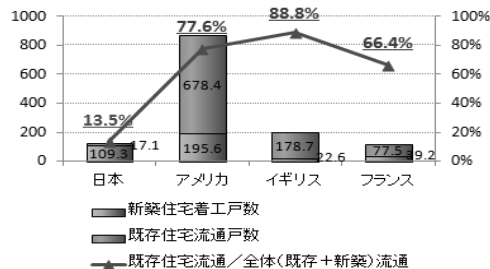
H20時点で、住宅ストック数は、総世帯に対し約15%多く、量的には充足



(資料)総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

既存住宅流通の現状

既存住宅の流通シェアは約13.5%(H20)であり、欧米諸国の1/6程度の低水準



(資料)総務省「平成20年住宅・土地統計調査」等

既存の住宅ストックを最大限に活用する施策が必要

具体的施策

要望の概要

○適用要件の合理化

中古住宅の取得を対象とする税制特例措置について、適用要件の見直しを行う
(次のいずれかを満たすこと)

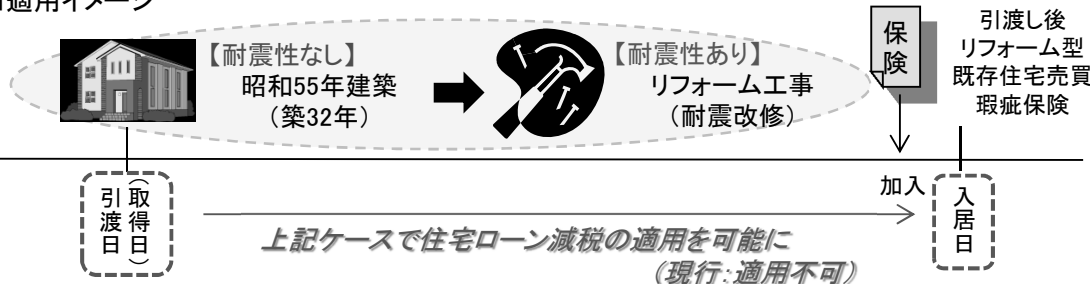
- | | | | |
|--|---|--|-------------------|
| <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 築年数要件(木造:20年、耐火:25年) ② 耐震基準適合の証明(※) | ➔ | <p>【改正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同左 ② 同左 ③ 既存住宅売買瑕疵保険に加入していること | <p>※現行要件に③を追加</p> |
|--|---|--|-------------------|

(※)取得日前2年以内の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の添付が必要

(※)不動産取得税は、上記①・②の要件に加え、「S57.1.1以後に新築されたもの」がある

※ 証明方法の合理化
※ 購入後・耐震リフォームを適用対象化
(住宅ローン減税のみ)

■適用イメージ



【対象となる税制特例】

- (1) 住宅ローン減税<所得税・個人住民税>
※ 年末の住宅ローン残高の一定割合を税額控除
- (2) 住宅用家屋の所有権の移転登記等の税率の軽減<登録免許税>
※ 税率の軽減(移転登記:0.3%(本則2.0%)、抵当権設定登記:0.1%(本則0.4%)等)
- (3) 既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例<不動産取得税>
※ 課税標準の特例(住宅の新築時期により最大1,200万円まで控除)

政策目標:ストック型の住宅市場への転換

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税)

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

- 所得税・法人税: 5年間 2.8割増償却(耐用年数35年以上:4.0割増償却)
- 固定資産税: 5年間 税額を2/3軽減
- 不動産取得税: 家屋 課税標準から1,200万円控除/戸
土地 家屋の床面積の2倍に当たる面積相当分の軽減

要望の内容

本特例の適用期限
(平成25年3月31日)の2年間延長

施策の背景及び政策の目標

施策の背景

高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックの絶対的不足

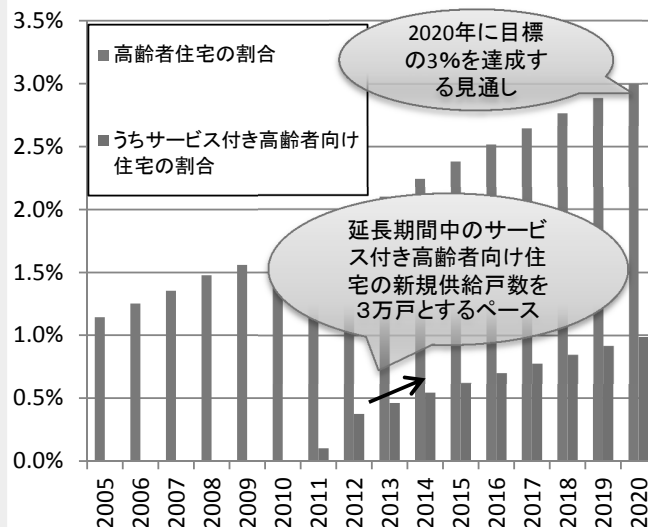
2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。(国交省成長戦略)

延長期間中の目標

2014年までに、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を0.5%とする。(年間3万戸の新規供給ペース)

高齢者人口に対する高齢者住宅の割合



(参考) 2012年3月末日現在の登録戸数
31,094戸(うち、新規供給 7,064戸)



2012年7月末日現在の登録戸数
59,764戸(うち、新規供給 15,614戸)

サービス付き高齢者向け住宅制度

(イメージ)



【登録基準】 主に次のような登録基準が定められている

《ハード》

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》

・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約内容》

・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

(※有料老人ホームも登録可)

都市再生安全確保施設を有する建築物に対する特例措置の創設(固定資産税等)

- 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設を整備又は取得した場合に課税の特例措置を講じる。

施策の背景

現状・課題

- 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。



※東日本大震災
当日の新宿駅

- 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

- ➡ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要
- ➡ **都市再生特別措置法の改正(平成24年7月1日施行)**

施策の位置付け

- 日本再生戦略(抄)
 - IV 日本再生のための具体策
 - ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成[国土・地域活力戦略]
 - (重点施策:大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築)

大都市等の防災機能の向上と国際競争力強化に向け、防災・減災に資する施設の容積率の緩和等の規制緩和、特定都市再生緊急整備地域等における官民の協議会によるインフラ等の整備や都市再生安全確保計画の策定・実施、民間都市開発における民間金融機関だけでは十分でないファイナンス面での支援等に取り組み、戦略的な大都市等の再生を推進する。

政策目標

市街地の防災性向上

都市再生安全確保計画制度の創設

協議会
(*)

【構成員】

- ・ 国、地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者、鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等

都市再生安全確保計画を作成

- ・ 都市再生安全確保施設を整備(退避施設、退避経路、備蓄倉庫等)
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練等
- ➡ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

(*) 都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会

<対象設備>

備蓄倉庫



税制改正要望の概要

都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設(備蓄倉庫)を整備又は取得した場合、
【固定資産税・都市計画税】：課税標準控除(1/2)、5年

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により 取得した鉄道施設に係る特例措置の創設（固定資産税）

背景

○阪神淡路大震災では駅や高架橋などが大きく破壊し倒壊する被害が発生したため、同大震災以降、柱に鋼板を巻く等の耐震補強を、全国の主要ターミナル駅等において優先的に進めてきたところ。

対象	
駅	1日あたり乗降客1万人以上かつ複数路線との接続駅
路線	仙台地区、東京圏、東海圏、近畿・山陽圏のピーク時1時間あたり10本以上の線区

○現行対策の着実な推進に加え、今般、その切迫性や被害の影響度などの観点から、首都直下地震・南海トラフ地震に備える防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。

施策の目標

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、より多くの利用者の安全性を確保する観点から、利用者の多い駅や路線を中心に鉄道施設のより一層の耐震対策を推進する。

税制改正要望の概要

◆対象資産

新規対策として、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い駅や路線の耐震対策を強化

対象	
駅	1日あたり乗降客1万人以上
路線(高架橋、橋りょう等)	1日平均断面輸送量が片道概ね1万人以上 (注)

(注)緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は断面輸送量に関わらず対象

※早期復旧等の観点から優先的に取り組むものとして各事業者が策定する実施計画(5カ年計画)に位置づけられ、国の補助を受けて取得する鉄道施設を対象

◆要望内容 固定資産税：課税標準5年間 2/3 に軽減
適用期限：平成27年3月31日まで2年間

阪神・淡路大震災時の高架橋の被害



高架橋等が大きく破壊し倒壊する被害が発生

東日本大震災発生後の高架橋の被害



鋼板を巻く耐震補強により倒壊の被害なし

主要な鉄道駅の耐震補強(イメージ図)



鉄骨ブレース

災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る税制特例の拡充及び延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る所得税・法人税の割増償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、複数事業者の共同事業による場合には対象施設の要件を緩和した上で、適用期限を2年延長する。

現行制度の概要

○所得税・法人税→割増償却制度

- 営業倉庫建物: 10%(5年間)
- 規模要件: 1,500㎡以上(多階建 3,000㎡以上)
- 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区

○固定資産税・都市計画税→課税標準の特例

- 営業倉庫建物: 1/2(5年間)、附属設備: 3/4(5年間)
- 規模要件: 1,500㎡以上(多階建 3,000㎡以上)
- 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区

政策の目標

- 災害に強い物流システムの構築
- 我が国産業の国際競争力の強化
- 物資の流通に伴う環境負荷低減

税制改正要望の概要

①災害を受けても被害を軽減し、物流機能の早期回復を図るため、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加

背景: 東日本大震災の被災による物流施設の機能低下

①取扱貨物の荷崩れが発生

損傷を受けなかった施設を含め、取扱貨物の荷崩れが発生

②物流情報システムの機能停止

物流情報システムのバックアップデータ保管設備、非常用通信・電源設備が構築されていない施設では、入出庫管理が行えず業務がストップ

施設の機能回復の遅れが被災地の産業や経済の復旧・復興に大きく影響

具体的施策: 以下の防災対策の実施を追加

- 取扱貨物の荷崩れ防止対策
- バックアップデータ保管設備の設置
- 非常用通信設備・非常用電源設備の設置



荷崩れ防止対策の例



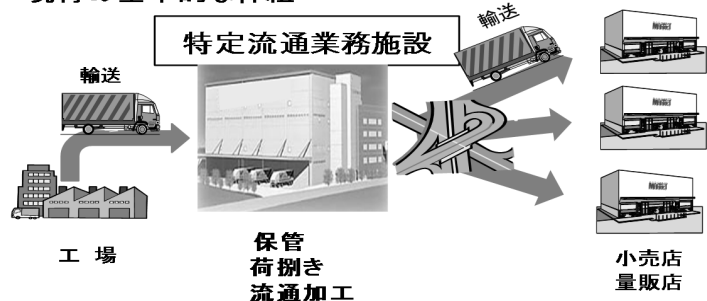
非常用電源設備



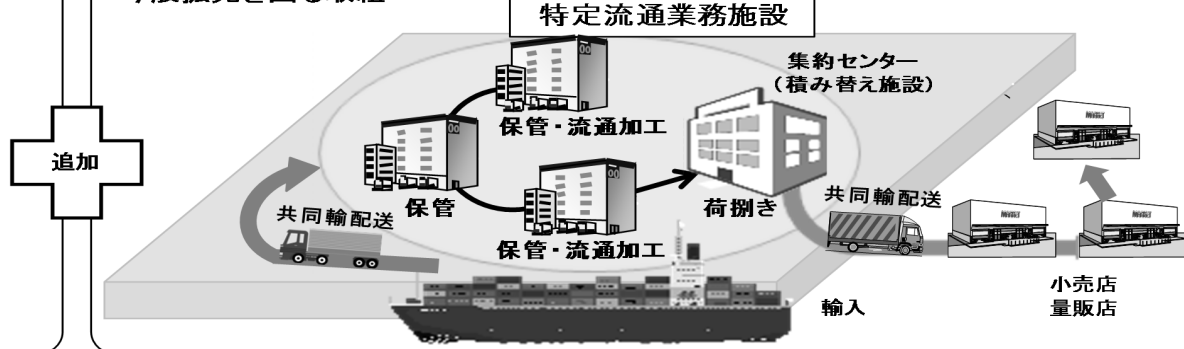
バックアップデータ保管設備
非常用通信設備

②物流の総合化・効率化に向けた取組の裾野を広げるため、1事業者では新たに高機能な物流施設を建設するのが困難な中小事業者であっても取り組めるよう、対象施設の要件を緩和し、複数の事業者が共同して事業を実施する際の新設の物流施設を追加

現行の基本的な枠組



今般拡充を図る取組



雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

現行制度

三大都市圏及び人口30万人以上の都市において事業者が300m³以上の貯留施設又は5,000m²以上の浸透性舗装を設置した場合、5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる(税制の適用期限:平成25年3月31日まで)。

政策の目標

官民一体となった流域における浸水被害対策の推進

背景

- ◆気候変動に伴うゲリラ豪雨の頻発
 - ・総雨量は小さくても、ピーク雨量は非常に大きい(降雨強度100mm/h以上も多い)
- ◆市街地の新規開発に伴う対策実施の限界



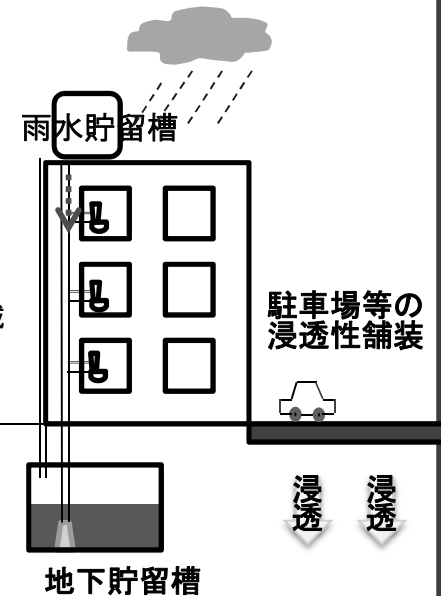
新しい視点による流出抑制対策の必要性

- ①流域全体にわたる面的な対策
- ②既成市街地における対策
- ③官民連携した対策

特例措置の必要性

- 浸水被害軽減のためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設の整備等を進めるなど分散型の流出抑制策を進めることが必要。
- 厳しい財政制約の下、官民で適切に役割分担しつつ、一体的に総合的な治水対策・流域対策を推進していくことが不可欠。
- 民間事業者等が設置する雨水貯留浸透利用施設は流域からの雨水の流出を抑制し、流域内の治水安全度を向上させるものであり、流域内の浸水被害の軽減に寄与するという点で公共性を有するものであること。
- 雨水の利用のための施設設置は流出抑制にも寄与。「雨水の利用の推進に関する法律」(案)では、当該施設設置を推進するため、税制上又は金融上の措置等を講ずることとされており、本税制措置も該当。
- 民間事業者等による雨水貯留浸透利用施設の設置に対して税によるインセンティブを付与することで、雨水貯留浸透利用施設の設置が一層推進されることが期待。

雨水貯留浸透利用施設の例



税制改正要望

雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の2年間(平成27年3月31日まで)延長

鉄道の安全性向上設備に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

- 鉄道の最大の使命である安全輸送の確保のためには、線路設備や信号保安設備などの安全に関する設備整備を継続的に実施する必要がある。
- しかしながら、近年の地域鉄道を取り巻く経営環境は極めて厳しく、設備整備後に増大する固定資産税等の費用負担を鉄道事業者の自助努力のみで賄うことが困難になっている状況下、安全輸送の確保のためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の予算措置と併せて、本特例措置の延長が必要不可欠。

施策の目標

地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数：目標値 0人（毎年度）

税制改正要望の概要

- ◆ 特例措置の対象：地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上に資する償却資産
- ◆ 要望内容：固定資産税：課税標準5年間1/3に軽減
適用期限：平成27年3月31日まで2年間延長

予算措置(特例の対象)

■地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に支援を行う。

【補助率】1/3

【補助対象者】鉄軌道事業者

◀補助対象設備▶

- ・線路設備
- ・電路設備
- ・信号保安設備
- ・車両 など



線路設備
(軌道改良(PCまくら木化))



信号保安設備
(自動列車停止装置(ATS)の更新)



車両の更新

低床型路面電車(LRT車両)に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

- 高齢者・障害者が安全かつ容易に利用できるLRT車両(低床型車両)は路面電車のバリアフリー化のため、積極的な導入が必要。
- しかし、LRT車両は、低床型でない従来型車両と比べ、車両価格が高額であり、導入費用がかさむとともに、導入後の固定資産税が大幅に増加。その導入促進のためには、導入後の固定資産税負担を軽減する本特例措置が必要不可欠。

<LRT車両の導入状況> H11年度(税制特例創設以前) 20両 ⇨ H23年度末 176両(軌道車両の25%がLRT化)

【参考】

平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進しているところである。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 第4条)

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、(中略)必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

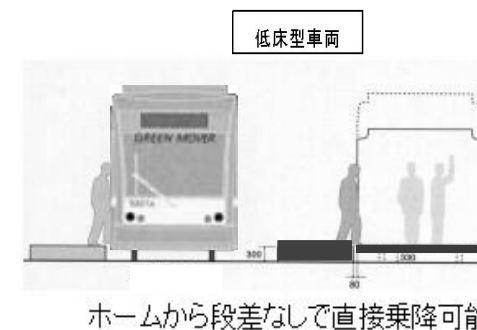
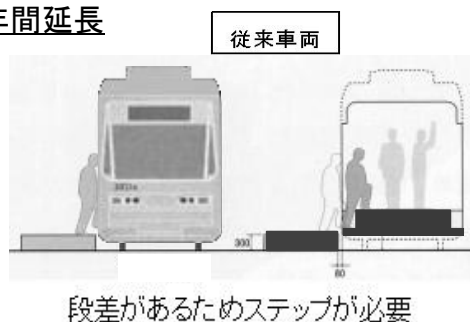
施策の目標

平成32年度末までに、全車両数のうち低床型路面電車の割合を40%とする。

税制改正要望の概要

- ◆特例措置の対象 低床型路面電車
- ◆要望内容 固定資産税:課税標準5年間1/3に軽減
適用期限:平成27年3月31日まで2年間延長

低床型
路面電車



先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の拡充(自動車重量税・自動車取得税)

先進安全自動車(ASV)装置を搭載した自動車に係る自動車重量税及び自動車取得税の軽減措置のバスへの拡充を図る。

施策の背景

交通事故の削減を図るためには、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置を搭載した自動車の普及は重要である。このため、平成24年度において、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置が創設された。

平成24年4月に発生した関越自動車道での高速バス事故を受けて、安全性向上の観点から、ASV装置を搭載したバスの普及は重要な課題となっている。

このため、更なる交通事故削減のため、現在講じられている特例措置を拡充し、より安全性の高いバスの普及を図る必要がある。

政策の目標

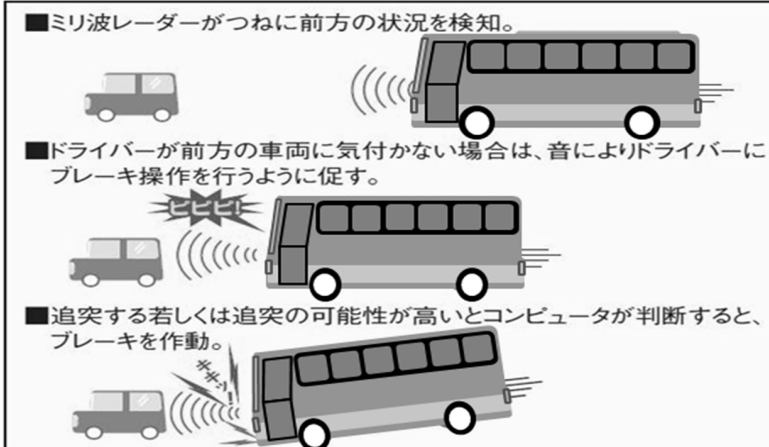
平成32年までに、車両安全対策により交通事故死者数を1,000人削減。(平成23年6月 交通政策審議会報告書)

税制改正要望の概要

ASV装置を搭載した大型貨物車に対する税制特例を拡充し、特例対象に車両総重量5トンを超える立席なしのバス(新車)を追加する。

国税	自動車重量税	新車新規登録の場合の自動車重量税を50%軽減
地方税	自動車取得税	取得価額から350万円を控除

ASV装置の例:衝突被害軽減ブレーキ



対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充(法人税・法人住民税・法人事業税)

背景・目的

【経済安全保障の確立】

- 東日本大震災や原発事故を契機として、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の必要性が明確になったところ(例:外国船社による日本寄港の忌避・外国政府による一定海域の避難勧告等)。

➡ ①日本船舶増加のペースアップと②日本の外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)の確保を図ることによる経済安全保障の早急な確立が必要。

【国際競争力の強化】

- 諸外国においては、自国船舶に加え外国船舶もトン数標準税制の適用対象としている一方、我が国の現行トン数標準税制の適用範囲は日本船舶に限定されている。

➡ トン数標準税制の拡充により、厳しい国際競争を強いられている日本商船隊の競争力確保に寄与。

平成24年度税制改正大綱

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。(注)上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

拡充要望の内容

現行対象船舶

日本の外航船社が運航する日本船舶

+

拡充対象船舶

日本の外航船社の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)

拡充対象隻数

各年度の対象隻数は、外航日本船舶の各年度増加隻数の3倍の準日本船舶隻数とする(ただし、各年度の適用隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする)

みなし利益

準日本船舶のみなし利益水準は、外航日本船舶の1.5倍とする

政策の達成目標

- 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間(平成25年度から平成29年度まで)で概ね265隻とすることを目標とする。

特定都市再生緊急整備地域等における特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)

我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、その魅力を高めるため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業に係る特例措置の延長を行う。

施策の背景

日本再生戦略(平成24年7月)

【政策目標: 都市再生の推進】

IV 日本再生のための具体策(別表)日本再生に向けた改革工程表

2012年度に実施すべき事項

2015年度までに実施すべき事項

2020年までに実現すべき成果目標

(2)大都市等の再生

特定都市再生緊急整備地域等における規制緩和等による民間都市開発の推進

支援の実施・強化、総合特区との連携推進、大都市の成長に係る戦略の推進

国際競争力の向上
および持続的発展

最大8~11兆円の民間投資の実現

- ・官民の協議会によるインフラ等整備推進
- ・都市再生安全確保計画の策定・実施による防災機能の向上
- ・大都市等における防災・減災に資する施設について、政令で一律に容積率不算入

目標: 4~5兆円の民間投資

「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策(平成24年7月)

IV 国際競争力と国際プレゼンスの強化

大都市等の再生 ~ 大都市等の防災機能の向上と国際競争力強化に向け、防災・減災に資する施設の容積率の緩和等の規制緩和、特定都市再生緊急整備地域等におけるインフラ等の整備、都市再生安全確保計画の策定・実施、民間都市開発における民間金融機関だけでは十分ではないファイナンス面での支援や税制支援等に取り組む。

税制改正要望の概要

①認定事業者(*)が土地取得

②認定事業者(*)が認定建築物を建設

(*) 国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

・不動産取得税
課税標準控除(1/5控除)
(1/2控除)

・所得税、法人税
割増償却(5年間50%)

・登録免許税
軽減税率(3/1000<本則4/1000>)
(2/1000<本則4/1000>)

・不動産取得税
課税標準控除(1/5控除)
(1/2控除)

・固定資産税、都市計画税
課税標準控除(5年間2/5控除)
(5年間1/2控除)

(注) 下線は特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置

適用期限

平成25年3月31日 → 平成27年3月31日(2年延長)

都市機能の高度化・居住環境の向上、都市の魅力増進

特定都市再生緊急整備地域等の指定状況

☆都市再生緊急整備地域(63地域)

〔都市再生の推進〕

うち◆特定都市再生緊急整備地域(11地域)

〔国際競争力の強化〕

名古屋駅周辺・伏見・栄地域

札幌駅・大通駅周辺地域

・大阪駅周辺・中之島・
御堂筋周辺地域
・大阪コスモスクエア駅
周辺地域

川崎殿町・大師河原地域

東京都心・臨海地域
新宿駅周辺地域
渋谷駅周辺地域
品川駅・田町駅周辺地域

横浜都心・臨海地域

福岡都心地域

都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

背景

- 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して、都市鉄道の機能の高度化を図るとともに、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道事業者などの利害を調整することが必要。
- そのためには、『都市鉄道等利便増進法』(H17.8施行)に基づき計画されている、各プロジェクトの円滑な進捗が必要であり、国等による助成に加え、本特例措置による支援が必要不可欠。

施策の目標

都市鉄道等利便増進法に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により、都市鉄道等の利便を増進させる。

【所要時間の短縮効果例】

(現在、整備が進められている事業)

- ・相鉄JR直通線(西谷～横浜羽沢間(H18～H26)) : 二俣川⇒新宿間(59分⇒44分:15分短縮)等
- ・相鉄東急直通線(横浜羽沢～日吉間(H19～H30)): 二俣川⇒目黒間(54分⇒38分:16分短縮)等

(今後、事業化に向けた調査が進められる事業)

- ・都心-空港-郊外直結鉄道(押上駅付近～新東京駅～泉岳寺駅付近) : 東京⇒羽田空港間(27分⇒18分:9分短縮かつ乗換なし)
東京⇒成田空港間(53分⇒36分:17分短縮)

税制改正要望の概要

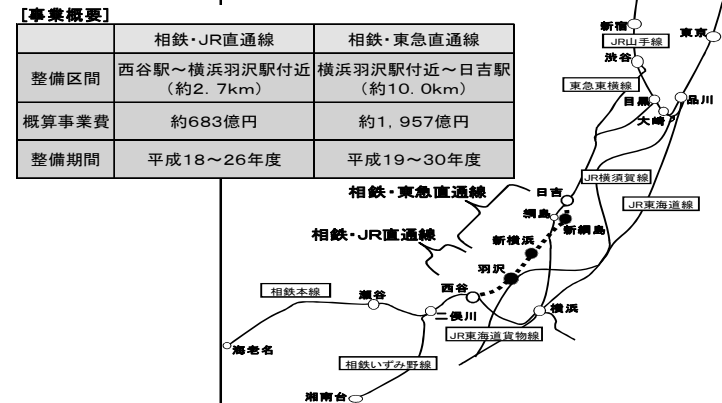
◆特例措置の対象

都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業)により第三セクター等が取得する鉄道施設等

◆要望内容

- ・トンネル 固定資産税:非課税
 - ・鉄道施設等 固定資産税・都市計画税:課税標準 5年間2/3に軽減
- 適用期限:平成27年3月31日まで2年間延長

相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線



国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

(1) 施策の背景

- 東アジア地域での急激な経済発展に伴い、国際港湾間競争が激化。
- 諸外国では、民の視点による一体的な港湾運営をいち早く導入し、集荷機能の強化、港湾運営の効率化等を推進。
- 我が国港湾では、様々な主体による埠頭運営がされる等、一体的・効率的な港湾運営ができておらず、集荷力でも運営効率化でも遅れを取り、近年その国際的な地位が大きく低下。
 - ➡ 港湾運営に民の視点を取り込んだ運営の一層の効率化等を図り、我が国港湾の国際競争力を強化する必要

(2) 政策の目標

本税制により、港湾運営会社による港湾の一体運営を推進し、我が国港湾の集荷力強化、運営効率化を図り、もって、我が国港湾の国際競争力の強化を図る。

(3) 税制改正要望の概要

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の(特例)港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等(上物施設)に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。

対象埠頭: コンテナ埠頭

対象施設: 荷さばき施設等(上物施設)

年 限: 取得後10年

特 例: ①国際戦略港湾(京浜、大阪・神戸)

→ 固定資産税・都市計画税 1/2

②一定の要件を満たす国際拠点港湾

(苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多)

→ 固定資産税・都市計画税 2/3

特例期間: 平成25～26年度

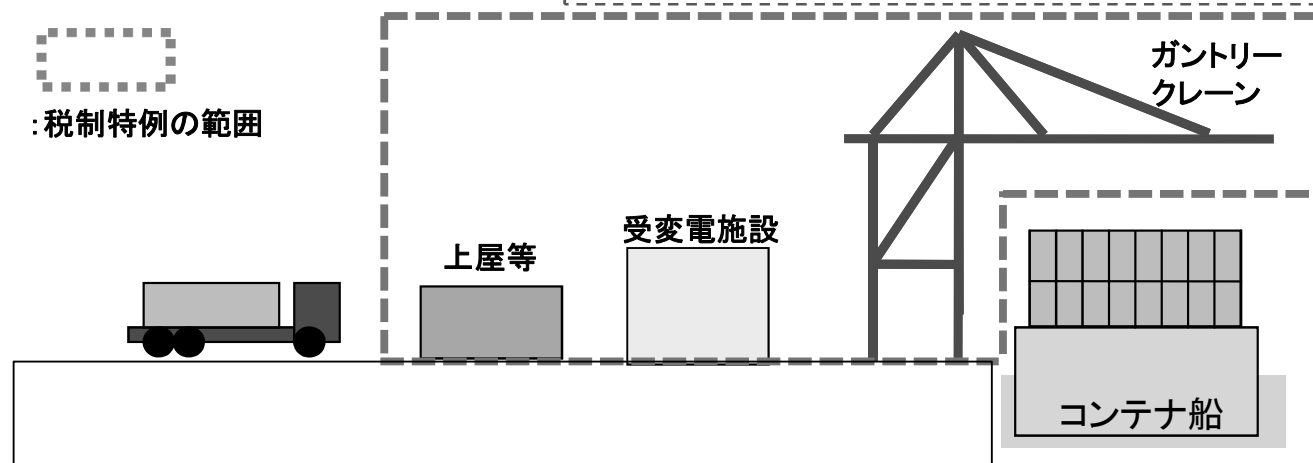


管理棟



ガントリークレーン

⋯⋯
: 税制特例の範囲



資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る特例措置の創設 (国際バルク戦略港湾に係る税制特例措置)(固定資産税・都市計画税)

施策の背景

- 一括大量輸送によるスケールメリットを求め、資源・エネルギー等を輸送するバルク(※)船の大型化が世界的に進展。一方で、我が国においては、バルク船の大型化への対応が遅れており、相対的に不利な事業環境による国内立地産業の競争力低下等が懸念。
- また、我が国のバルク輸送においては、個々の荷主企業の需要に応じた輸送体制となっており、全体として非効率となっている場合がある。

当該物資の安定的かつ安価な輸入に貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、拠点となる港湾において大型バルク船に対応した機能を確保するとともに、企業間連携の促進等を図り、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークを形成する必要がある。

※バルク(貨物)・・・石炭等の包装されずにそのまま船積みされる貨物

政策の目標

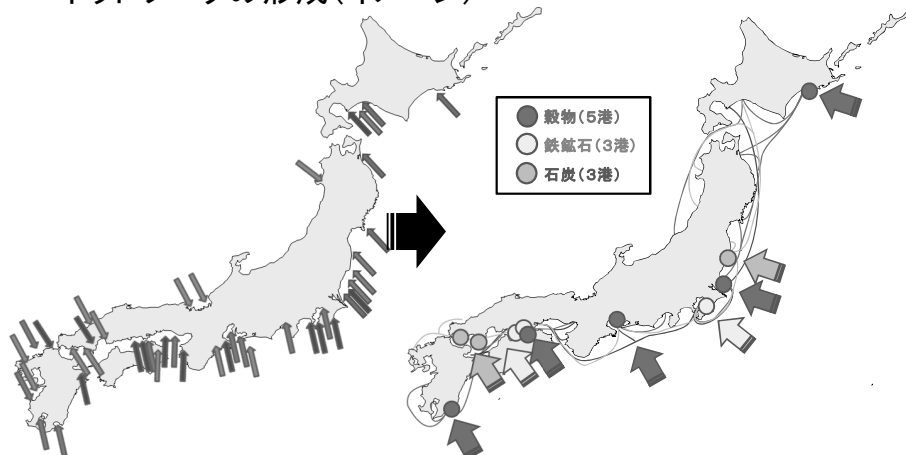
- 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。

税制改正要望の概要

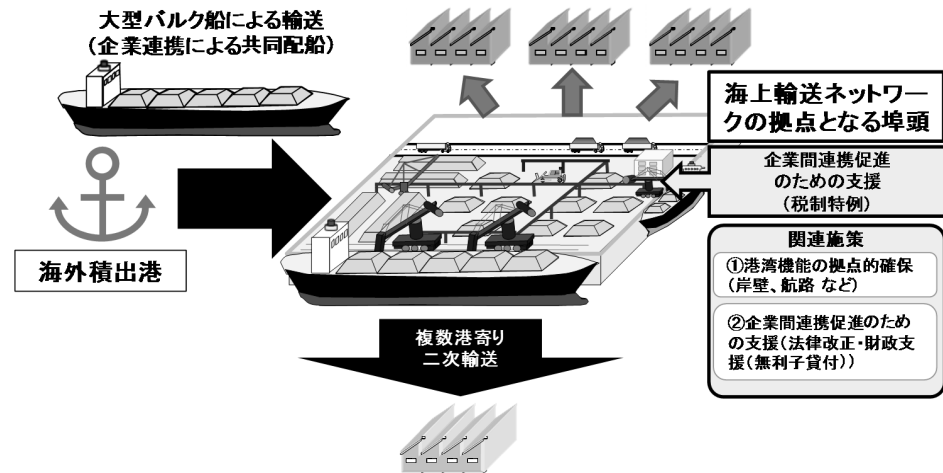
資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を行う者が取得した荷さばき施設等に係る特例措置を設ける。

対象埠頭：バルク埠頭
 対象施設：荷さばき及び保管を行うための固定的な施設
 措置内容：固定資産税・都市計画税
 課税標準 10年間 1/2
 適用期間：平成25～26年度

- 拠点を集約した資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成(イメージ)



- 企業間連携の促進に資する埠頭運営(イメージ)



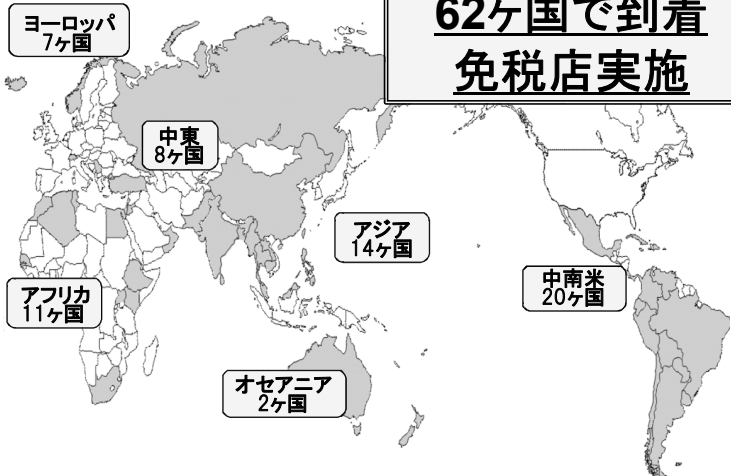
本邦国際空港における到着時の免税品の購入・受取制度の創設(関税・たばこ税・酒税等)

本邦国際空港の機能の充実及び国際競争力の強化を通じて、航空旅客の利便性の向上及び我が国航空需要の拡大を図るため、①国際空港の入国エリア内における免税店の設置、及び②国際空港の出国エリア内における免税店で購入した免税品を当該空港ビル内にて保管し、帰国した際の入国エリア内で免税のまま受領することを可能とする。

施策の背景

空港間の国際競争の激化

- 国際拠点空港としての地位を確立すべくアジアを中心とした主要国間の競争が激化。
- 他国の主要空港では、旅客利便性向上のための取組を積極的に実施。



観光立国の推進

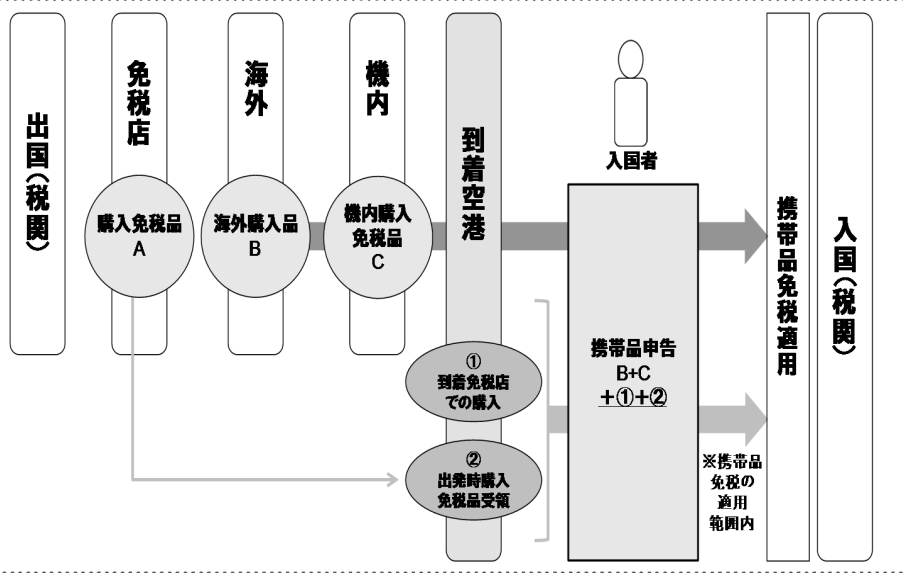
- 観光振興は我が国の成長を支えるものと位置づけ。

東日本大震災の影響

- 東日本大震災の影響により低迷した航空需要は回復途上。

本邦国際空港の機能の充実及び国際競争力の強化を通じて、航空旅客の利便性の向上及び我が国航空需要の拡大を図る必要

税制改正要望の概要



現行の制度に加え、

- ① 国際空港の入国エリア内における免税店の設置を可能とする。
- ② 国際空港の出国エリア内における免税店で購入した免税品を当該空港ビル内にて保管し、帰国した際の入国エリア内で免税のまま受領することを可能とする。

期待される効果

- 非航空系収入の増加による各国際空港の国際競争力強化に向けた取組強化
- 航空旅客の利便性の向上
- 国内消費の活性化
- 観光の促進

政策目標：本邦国際空港の機能充実及び国際競争力強化

工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長及び消費税率引上げを踏まえた負担軽減措置

- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、現行の特例措置（軽減割合10～25%）を1年間延長する。
- また、平成26年度以降について、消費税率の引上げを踏まえた負担の軽減措置を講じる。

要望の必要性

高額な負担となっている建設工事請負及び不動産譲渡に係る印紙税についての消費者負担を軽減し、建設工事や不動産流通のコストを抑制することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。

- 平成9年（消費税率引上げ時）に特例措置が創設されて以来、特例措置の延長を継続している。現行の適用期間は、平成23年度から24年度までの2年間。

➡ 特例措置の適用期間の延長が必要（1年間）

- 平成24年8月に成立した社会保障・税一体改革関連法において、「印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。」とされている。

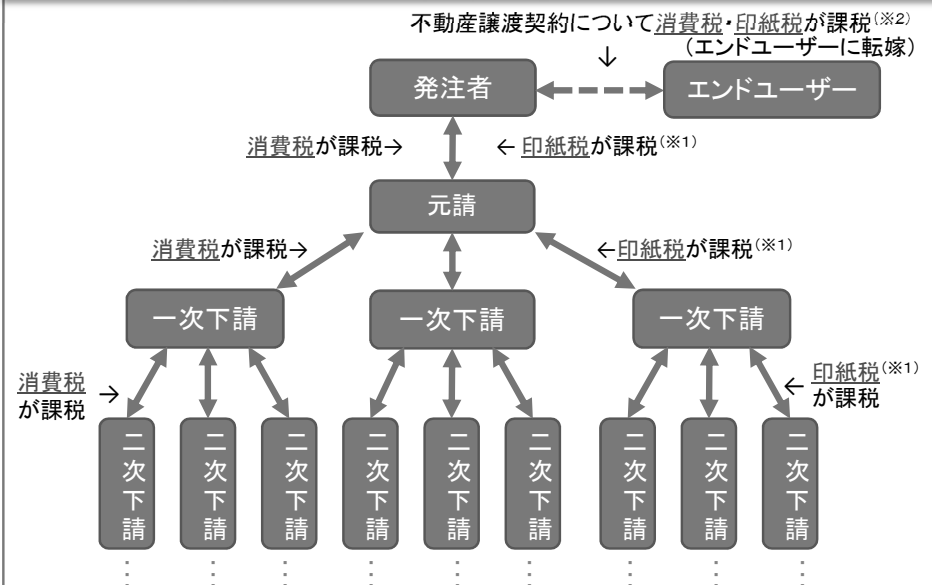
➡ 平成26年度以降について、消費税率の引上げを踏まえた負担の軽減措置が必要

○ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の税率（現行）

契約金額	印紙税	
	本則税率	軽減後の税率
1千万円以下	200円～1万円	—
1千万円～5千万円	2万円	1.5万円（25%減）
5千万円～1億円	6万円	4.5万円（25%減）
1億円～5億円	10万円	8万円（20%減）
5億円～10億円	20万円	18万円（10%減）
10億円～50億円	40万円	36万円（10%減）
50億円超	60万円	54万円（10%減）

（参考）他文書の最高税率：手形、金銭等受取書：20万円、合併契約書、定款等：4万円、株券等：2万円

- 建設業においては、重層請負構造の中で多段階にわたり課税^(※1)
- また、不動産流通段階でも課税^(※2)され、最終的にはエンドユーザー（例：戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）に転嫁



土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

要望概要

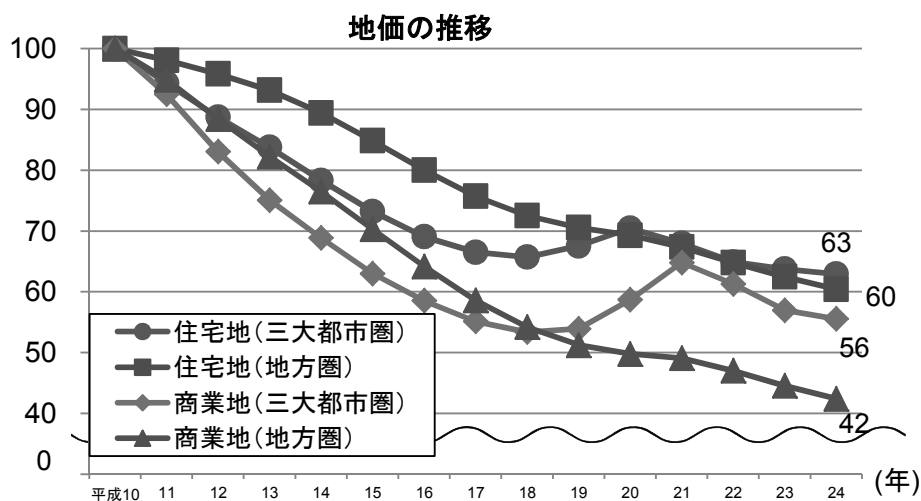
土地取引の活性化や土地の有効活用の観点から講じられている、軽減税率を2年間延長する。

	本則	特例		
		平成15年度～平成22年度	平成23年度	平成24年度
所有権移転登記	2%	1%	1.3%	1.5%
信託登記	0.4%	0.2%	0.25%	0.3%

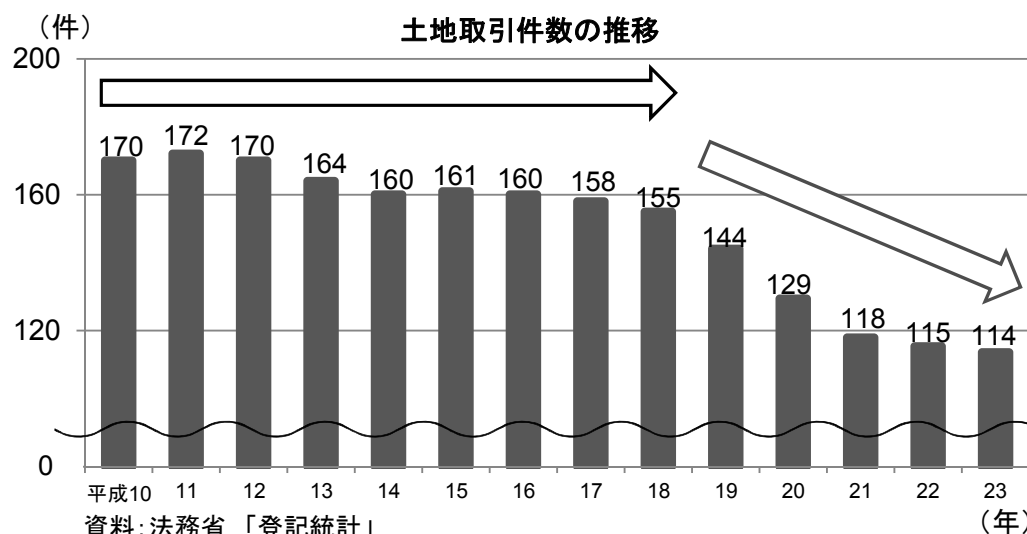
背景

- 三大都市圏では、平成17～20年頃にかけて回復傾向が見られたものの、平成21年以降下落傾向が継続。
- 地方圏では長期的に下落傾向が継続。

- 平成20年秋のリーマンショックを契機として大きく下落し、依然として低水準が継続。



資料:国土交通省「地価公示」をもとに、平成10年=100とした指数値を推計し、作成。



資料:法務省「登記統計」

地価、土地取引件数とも下落傾向が継続しており、
土地取引の活性化、土地の有効活用の促進のため、本特例の延長が必要。

Jリート・SPCが取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

<要望の内容>

Jリート等が不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置を延長する。

- 登録免許税： 税率 13 / 1000
 - 本則：税率 20 / 1000
 - 土地取引に係る特例措置：税率 15 / 1000
- 不動産取得税： 課税標準の 3 / 5 を控除

※Jリート等：Jリート・特定目的会社（SPC）・投資信託

<政策目的・必要性>

Jリート等による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金によりJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで

- ①優良な都市ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化
- ②政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、Jリート等が有力な買い手として、透明性の高い適正価格で取引を行うことによる資産デフレの防止

を図る。

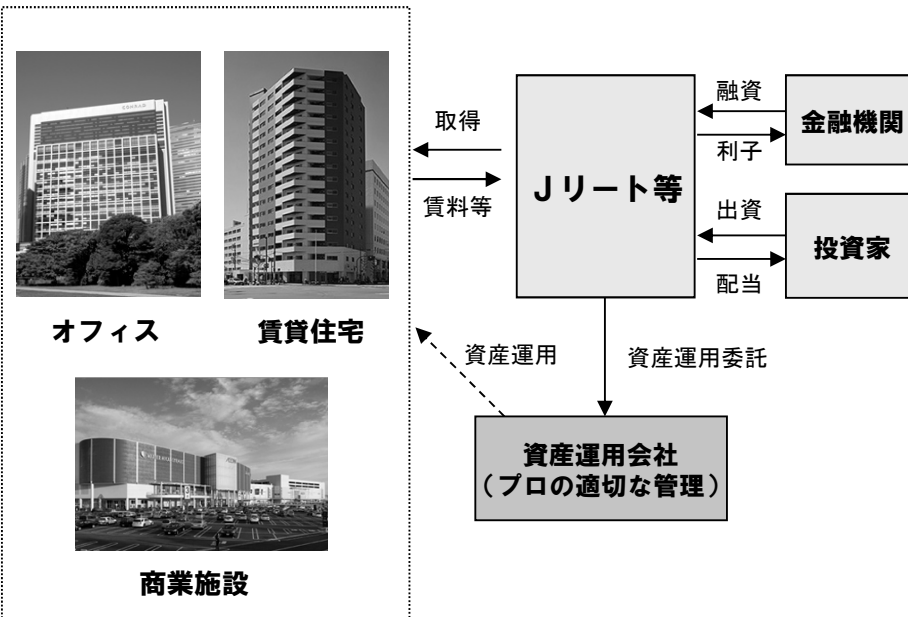
また、不動産証券化の推進により約1,500兆円と言われる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。

<政策目標>

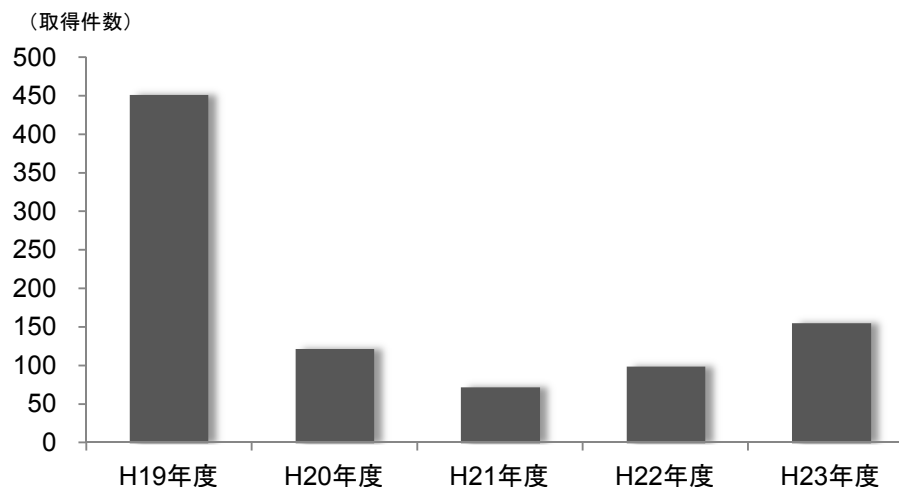
不動産証券化実績累計総額

51兆円（H23年度実績）→75兆円（H28年度目標）

<Jリート等の仕組み>



<Jリーートの物件取得実績>



【出所：不動産証券化協会】

特例事業者（仮称）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設 （登録免許税・不動産取得税）

<要望の内容>

特例事業者（仮称）^(※)が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置を創設する。

- 登録免許税：税率 13/1000（移転登記）
2/1000（保存登記）
- 不動産取得税：課税標準の3/5控除

(※)「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案」により届出によって事業が可能となる特別目的会社(SPC)

<政策目的・必要性>

建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金を導入するため、不動産特定共同事業に倒産隔離の仕組みを新たに導入。

特別目的会社(SPC)である特例事業者を活用した不動産の再生が促進されることで、

- ①民間資金を活用した耐震改修・建替え、介護施設の整備、地方案件等の進展による優良な都市ストックの形成、地域経済の活性化
- ②不動産取引の活性化による資産デフレの防止

を図る。

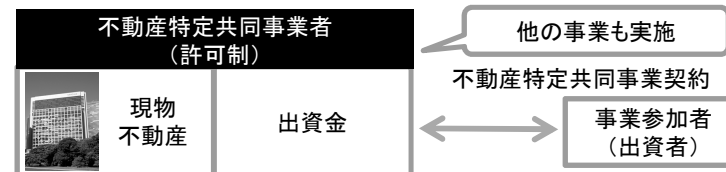
また、不動産証券化の推進により約1,500兆円とされる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。

<政策目標>

不動産証券化実績累計総額
51兆円(H23年度実績) → 75兆円(H28年度目標)

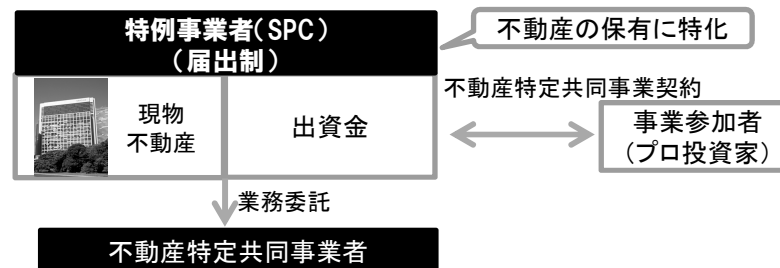
<不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（概要）>

【現行の不動産特定共同事業の仕組み】



事業者の行う他の事業の影響を受けるため、事業者の倒産を懸念するプロ投資家から資金調達できない

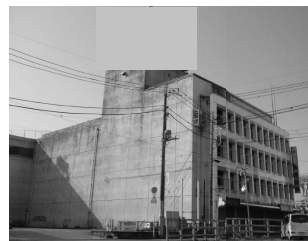
【新たに追加する仕組み】



不動産の保有に特化した特別目的会社(SPC)は、事業者の倒産から隔離されているため、プロ投資家から資金を調達しやすい

【活用イメージ】老朽商業施設をSPCが取得して、介護施設に再生

介護施設整備への強いニーズが存在



SPCが土地・建物を取得して、介護施設に再生

外壁を取り払って窓とベランダを整備



外壁を取りはらって窓とベランダを整備



空調を完備したゆとりある中廊下

車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等（自動車重量税・自動車取得税・自動車税等）

自動車取得税及び自動車重量税については、平成24年度税制改正大綱や「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、これに係る三党合意等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う。

自動車税等については、環境損傷負担金的性格に特化することなく、上記観点に加え、環境、安全等の見地からメリハリをつける等、抜本的な見直しを行う。

施策の背景

車体課税の概要

車体課税	税目
取得段階	[消費税(5%)]
	自動車取得税 [道府県税] (自家用乗用車:取得価額の3%→[当分の間税率による上乗せ]5%)
保有段階	自動車重量税 [国税](うち約4割を地方に譲与) 自動車の車両重量等に応じて課税 (車両重量1.5t未満の自家用自動車: ¥7,500/年→[当分の間税率による上乗せ]¥12,300/年)
	自動車税 [道府県税] 自動車の排気量等に応じて課税 (2000ccの自家用乗用車:¥39,500/年)
	(軽自動車税 [市町村税] 自動車の種別等に応じて課税 (自家用乗用の軽自動車(4輪):¥7200/年))

平成24年度税制改正における重点要望等について(抜粋)

(2011年11月28日民主党税制調査会)

2. 重点要望事項

○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勘案すれば、早急に実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税となっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしっかりとした配慮を行うとともに、これまで手当されてきた環境関連施策にも留意すべきである。

平成24年度税制改正大綱(抜粋)(平成23年12月10日閣議決定)

第3章 平成24年度税制改正

8. 検討事項

[国税・地方税共通]

(4) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抜粋)(平成24年法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

カ※ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。

※法案提出時は「ワ」

税関係協議結果(抜粋)(平成24年6月15日三党合意)

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

・自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワの規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで結論を得る。

認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設(所得税・法人税等)

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく集約都市開発事業のために土地等を譲渡する場合、一定の要件の下、買換え特例、軽減税率を適用する。

施策の背景・目的

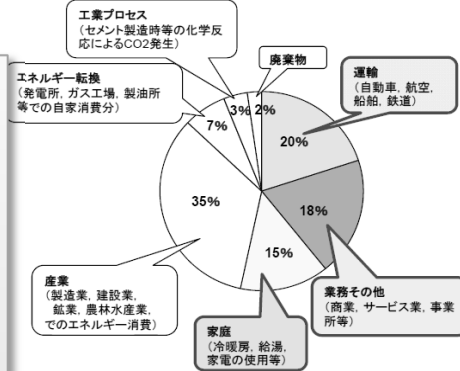
<背景>

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生

<施策>

都市機能の集約等による都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより、**都市の集約化、低炭素化を推進**
→駅前等の既成市街地において、**一定の省エネ性能を備えた特定建築物の整備を推進**

二酸化炭素排出量の部門別内訳



総量11億9,100万トン (CO2)

(二酸化炭素排出量: エネルギー・非エネルギー含む)

国土交通省「H24中期的地球温暖化対策中間とりまとめ」より

我が国の二酸化炭素排出量の多くが、都市における活動に起因

税制改正要望の概要

<要望内容>

事業のために土地等を譲渡し、

①事業により建築された建築物等を取得する場合
・買換え特例(居住用資産) **所得税 100%**

②特別の事情により事業による建築物を取得しない場合
・軽減税率(居住用資産)
原則: 15% → 6,000万円以下 10%
6,000万円超 15%

③長期保有(5年間超)の土地等を譲渡する場合
・所得税(個人住民税)の軽減税率
原則: 15%(5%) → 2,000万円以下 10%(4%)
2,000万円超 15%(5%)

・法人税
5年超保有: 5%重課 → 5%重課の適用除外

※ 用途(医療施設、保育所、店舗等を含む)等の要件あり

国
基本方針の策定

市町村
低炭素まちづくり
計画の策定

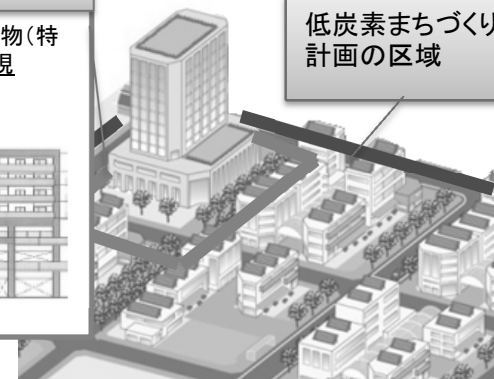
民間事業者等
集約都市開発
事業計画の策定
(市町村が認定)

集約都市開発事業のイメージ

・病院、共同住宅その他多数のものが利用する建築物(特定建築物)を整備し、都市の集約化、低炭素化を実現



低炭素まちづくり
計画の区域



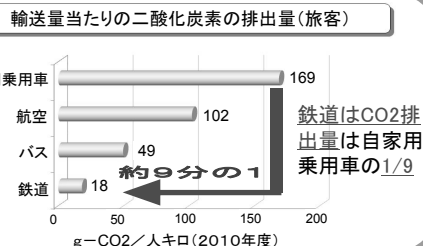
<政策目標>

都市再生・地域再生の推進(集約型都市構造を実現する)
集約拠点となるべき市街地に都市機能の維持・集積を図り、持続可能な都市づくりを推進する。

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

本特例により京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改訂)に沿って、これまで順調に低炭素型車両の導入について推進されているところ。



今般の電力不足に伴う節電対策についても社会的に求められているところ、鉄道事業全体の使用電力の大部分を運転用電力が占めている。

更なるCO₂排出削減及び節電対策・省エネ対策のためには低炭素化等に資する車両の導入促進が必要不可欠

施策の目標

低炭素化や鉄道利用者の利便性の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。
低炭素型車両の導入割合 61%(平成23年度) → 67%(平成26年度)

税制改正要望の概要

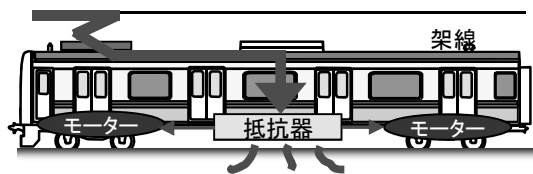
- ◆ 特例措置の対象: 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両
- ◆ 要望内容: 固定資産税: 課税標準5年間2/3※に軽減
(※中小民鉄等は5年間3/5に軽減)
適用期限: 平成27年3月31日まで2年間延長

適用要件

- 特急用車両等を除く車両のうち、
1. 電車…VVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの双方を備えた車両への更新
 2. 気動車…高効率内燃機関を備えた車両への更新
 3. 上記の更新以外の車両…新たな営業路線の開業、列車の運行本数の増加又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもの

適用車両(例)

既存車両



抵抗器を使ってモーターを制御しているため、無駄な熱エネルギーが発生

CO₂排出量
約30~50%改善

更新

新規車両



VVVFインバータ制御(一次周波数制御方式) 抵抗器を使わずにモーターの回転数を効率良く制御する機構

【力行中の電車】



電力回生ブレーキ

【ブレーキ中の電車】



ブレーキ中の車両が発生した電力を架線に戻し、力行中の車両がその発生した電力を利用する方式

船舶の特別償却制度の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 環境負荷低減に関する社会的要請に対応するため、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導が必要。
- 外航海運については、厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことが必要。
- 内航海運については、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っており、環境低負荷船への代替を促進していくことによって、モーダルシフトの受け皿としての役割をさらに拡大することが必要。
- このため、次のとおり、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導を図ってきているところ。
(外航)日本籍船:18/100、外国籍船:16/100
(内航)高度環境低負荷船(CO2排出削減量約16%) 18/100、環境低負荷船(CO2排出削減量約12%):16/100

政策の目標

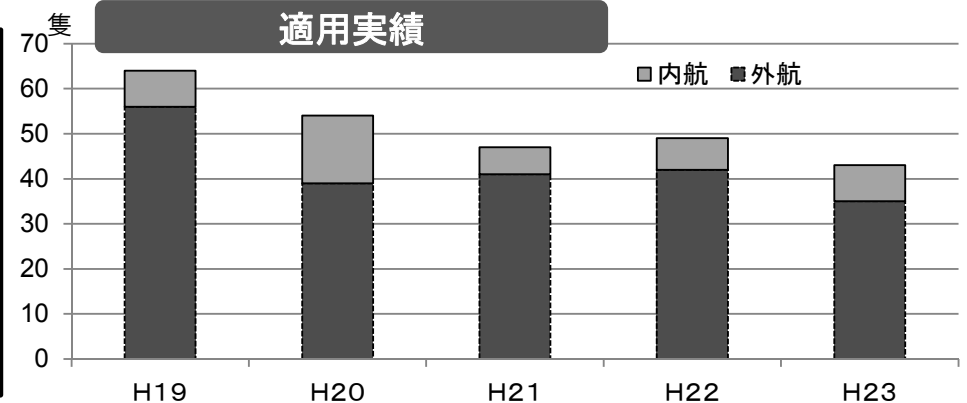
- CO2, NOxの削減。
- 外航海運については、我が国商船隊の輸送比率(概ね10%)の維持。(平成28年度まで)
- 内航海運については、年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上。(平成32年度末時点)

要望の概要

2年間の延長を要望。
(外航船舶については、CO2排出量について改正海洋汚染防止法で定める排出基準を一定の率、上回るよう要件を強化)

特償の効果

- 環境低負荷船の導入促進により、CO2排出抑制対策に貢献する。
- 船舶建造時のキャッシュフローの確保が可能となり、船主の経営体質の強化が図られる。
- 船舶投資が促進され、我が国造船業及び船用工業への生産波及効果が図られる。



半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業等の用に供する設備等に係る特別償却制度を、平成26年度末まで2年間延長(奄美群島においては、平成25年度末までの1年間延長)する。

施策の背景

- 半島、離島、奄美の各地域は、自然的、地理的条件不利性等を抱えている上、人口減少・高齢化が全国平均を上回り、地域経済・社会が衰退。
- 地域活動の担い手を確保するためには、各地域の自立的発展を目指す中で、安定的な就業機会を確保していくことが必須。

人口減少・高齢化

- 人口減少率・高齢化率は全国平均を上回る状況。
- 人口増減率(H17~H22)
半島: △5.2%、離島△9.1%、奄美△6.1%
(全国: +0.2%)
- 高齢化率(H22)※離島はH17
半島: 30.2%、離島33.0%、奄美29.1%
(全国: 23.0%)

労働を巡る状況

- 平均所得は全国平均と比較し低く、格差が残る。
- 零細事業者が多いなど事業所規模が小さい。
(離島、奄美)

地域に即した産業育成・支援の必要性

- 半島地域において、農林水産業は主要産業
・第一次産業就業比率(H17): 14.6%(全国平均: 4.8%)
・農業産出額(H17): 8,559億円(全国シェア10.1%)
- 改正離島振興法の基本理念(著しい人口減少の防止、定住の促進等)にのっとり、離島地域における雇用の確保を図る必要
- 奄美群島振興開発基本方針において、島ごとの特性を活かした産業の発展による雇用機会拡充を促進する方策として、「高付加価値型農業」「観光」「情報通信技術の活用した企業誘致」を指摘

地域経済を支える産業を育成・支援するための措置が必要

具体的施策

税制改正要望の概要

延長 : 適用期限を平成27年3月31日まで2年延長
(奄美群島は平成26年3月31日まで1年延長)

対象業種、特償割合及び取得価額要件

- 半島振興対策実施地域
製造業、農林水産物等販売業
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上
- 離島振興対策実施地域
製造業、旅館業(過疎に類する地区)、情報サービス業等
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上
- 奄美群島
製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上

成長可能性のある分野について民間の投資を刺激し、企業立地・投資を促進することより、地域経済を活性化するとともに、地域の雇用を創出し、地域を自立的に発展。

政策目標: 定住人口の減少傾向の軽減等の達成

半島・離島・奄美振興の関連施策

- 半島地域: 地域資源を活用した内発的創発的活性化等の取組の支援
- 離島地域: 交流人口拡大、流通効率化等の取組の支援
- 奄美群島: 地域主体の取組推進のための環境整備、人材育成等の支援

IV. その他要望事項

1. 国土交通省主管

- 研究開発独立行政法人(土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所)の統合に伴い設立される新たな国立研究開発行政法人に係る非課税措置(法人税、登録免許税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等)の創設
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
- 都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
- 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例措置の延長
- 市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
- 市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
- 低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用
- 住宅のリフォーム促進税制に係る申請手続の運用改善等(所得税、個人住民税、固定資産税)
- バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る割増償却制度の延長
- 防災街区整備事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 独立行政法人の制度及び組織の見直し(自動車検査・登録業務の一体化)に伴う税制上の所要の措置
- 指定保税地域の指定対象の拡充(港湾運営会社が所有又は管理する施設等)(関税)

2. 他省庁主管

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
- 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
- PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
- 振興山村における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長
- 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
- 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
- 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係)

- 復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の拡充(下水道資源の利活用に係る対象設備の追加、高効率ビルシステムの要件変更)及び延長(所得税・法人税・法人住民税)
- 海外投資家振替社債利子等非課税制度の拡充
- 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の軽減措置の延長
- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の廃止
- 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の廃止(固定資産税等)
- 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る固定資産税の特例措置の廃止

V. 見直し事項

- 同意保留地に係る譲渡所得の1,500万円特別控除制度の廃止
- 住宅のリフォーム促進税制に係る対象工事要件の見直し(所得税、固定資産税)
- 鉄道駅総合改善事業費補助を受けて取得する鉄道施設に係る固定資産税の軽減措置の廃止
- 外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置の廃止
- 外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の廃止

(この冊子は、再生紙を使用しています。)